

高岡市環境美化協定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例(平成17年高岡市条例第117号。以下「条例」という。)第18条第1項に規定する環境美化協定(以下「美化協定」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協定の申請等)

第2条 美化協定を締結しようとする者は、環境美化協定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(美化協定の活動範囲等)

第3条 美化協定における美化活動は、次に掲げるまちの良好な生活環境の保全及び美化に関する活動を目指すものとする。

(1) 定期的な一斉美化活動

ア 空き缶、吸い殻等の回収

イ 公園、空き地等の除草(樹木、花等の植栽は含まないものとする。)

ウ 側溝、地下道、高架橋等の清掃

エ 公共物等の落書きの除去

(2) 美化パトロール

ア 不法投棄の監視パトロール

イ 雑草地の監視パトロール

ウ 毀損、落書き等の監視パトロール

(3) その他市長が有益と認める美化活動

(美化協定の締結等)

第4条 美化協定は次に掲げる要件全てに該当する場合に、締結するものとする。

(1) 美化活動の区域は、一定の公共の場所を含む区域であること。若しくは、公益機能を増進するため、市長が有益と認める区域であること。

(2) 協定締結期間が2年以上で、かつ活動回数が月1回以上であること。

(3) おおむね10人以上が参加し、協働で美化活動を行うこと。

2 市長は、環境美化協定申請書が提出され、まちの良好な生活環境の保全と美化に有益であると認められるときは、美化協定の代表者と環境美化協定書(様式第2号)を取り交わすものとする。

3 美化協定の名称については、両者が協議して定めるものとする。

4 美化協定の有効期間は2年間とし、期間満了前に両者から何ら意思表示がないときは、更に2年間延長できるものとする。以後また同様とする。

(標識板)

第5条 市長は、美化協定を締結し、その団体が要望したときは、標識板を美化活動の区域

に設置するものとする。

2 市長は、前項の標識板が、次の各号のいずれかに該当する場合には設置することができない。

- (1) 都市の景観を損ねると判断される場合
- (2) 設置する土地の管理者の承認を得られない場合
- (3) 参加者が宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）に規定する宗教法人又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体と認められる場合（報告）

第 6 条 美化協定の代表者は、美化協定の締結後各年度ごとに、環境美化活動報告書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

（協定の変更及び廃止）

第 7 条 美化協定の代表者は、美化協定を変更又は廃止するときは、環境美化協定変更・廃止届（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、美化協定を変更又は廃止したときは、活動支援を取り消し、変更し、又は給付貸与した物品の返還を求めることができる。

（協定の解除）

第 8 条 市長は、美化協定が目的に適合しなくなったときは、活動支援を中止し、美化協定を解除することができる。

2 市長は、活動支援を中止し、美化協定を解除したときは、給付貸与した物品の返還を求めることができる。

（事務）

第 9 条 美化協定に関する事務については、高岡市市民生活部環境サービス課において行うものとする。

（細則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。